

草津町議会議員 新井祥子 解職投票の告示に伴う請求代表者の「解職請求書」及び 草津町議会議員 新井祥子 氏の「弁明書」の公表について

草津町選挙管理委員会
委員長 沖津 照夫

地方自治法施行令第104条第2項により、請求代表者の「解職請求書」、草津町議会議員 新井祥子 氏の「弁明書」を下記のとおり公表いたします。

－記－

弁 明 書

令和 2 年 10 月 9 日貴委員会が受理した草津町議会議員新井祥子解職請求に対し、次のとおり弁明いたします。

弁明の要旨

1、私が告白した内容に「草津温泉で活躍する多くの女性を貶める発言をした」とありますが、
私は議員としては経験が浅く、力のない議員ではありますが、1人1人の町の方のご意見をお伺いしながら、活動させて頂いてきました。

例えば
・公園で遊んでいるママさん達から電灯や、水飲み場の補修を依頼されたり
・共同浴場の利用者さんから脱衣所の板の補修を依頼されたり
・子育てをするママさん達から、公衆トイレにベビーチェアやベッドがないという意見を聞き、一般質問で、設置の提案をさせて頂き、これは設置して頂くことができました。
・観光のお客様などから、西の河原公園の歩道がガタガタで、ベビーカーなどで行き難いというご意見を頂いた時は、丁度、公園の整備をする時だったので一般質問で取り上げ、ガタガタしない石で、歩道にして頂くことができました。


大きな仕事はできませんでしたが、これからも、しょこたん通信や活動を通して、女性や立場の弱い方々のご意見を反映できる活動をさせて頂きたいと思っています。

2、議会は町民が幸福になるための議論をするところです。
議会で町長が私との事件について大きめに騒ぐのは自身の裁判を有利に進めたいからだと考えています。ユーチューブでその様子を発信し、町の評価やブランドを下げているのは町長や解職請求をした議員の方々ではないでしょうか。

3、現住所については、前の所有者(現所有者のお父さん)のご厚意と同意のもと、契約し継続してきたものであり、9月議会は体調不良で診断書も提出し、資格審査委員会の弁明にも出席し、逃げているということはありません。

「卑しい言いかけや嘘」を言っているのは、町長や解職請求を行った議員の方々です。
町長は、292号の立体交差の入口に、人口の「温泉門」と駐車場作る予定ですが、設計だけで1,100万円もの予算を組んでおり、今後、一体、いくら税金が投入されるのか。
私の件はその批判をかわすためにも使われているのではないのでしょうか。
リコール活動は町民の自発的な運動であり、町長や議員など権力者主導のリコール運動はその理念から外れてると、私や多くの人が考えています。
よって私は解職される理由がないと信じます。

令和 2 年 11 月 8 日

草津町議会議員
新井 祥子 

草津町選挙管理委員会
委員長 沖津 照夫 殿

草津町議会議員新井祥子解職請求書

草津町議会議員新井祥子解職請求の要旨

1 請求の要旨 (1,000字以内)

新井祥子議員は、令和元年11月に発行された電子書籍『草津温泉漆黒の闇⑤』（飯塚玲児氏著）において、「私 新井祥子は平成27年1月8日、町長室にて黒岩信忠町長と肉体関係をもちました。以上のことを、深く反省し、告白いたします。」との自筆の告白文を公表しました。書籍ではさらに、「実際には、この町では女性はまるで“モノ扱い”です。有力者や宿の主人の愛人になるというのも昔からよくあることですし、愛人になれば、湯畑周りのいい場所にお店を持たせてもらえるとか……。女性の方にも問題はあるのかもしれませんが、そうせざるを得ない雰囲気がこの町にはあります。」などと、草津温泉で活躍する多くの女性を貶(おとし)める発言をしています。

黒岩町長は書籍の内容はまったくの嘘であるとし、すぐに著者と新井議員を名誉毀損にて提訴しましたが、新井議員は新聞・雑誌・テレビ等の取材で「証拠隠滅のために町長室の模様替えをした」などと事実無根の発言を続け、町長への不信任決議案の提出に加わりました。その様子はテレビのワイドショーや週刊誌などで『名湯草津破産恥(はれんち)騒動』などと大きく取り上げられ、町民皆で築き上げた草津温泉のブランド価値を傷つけました。新井議員はその後新聞折込やインターネット上の書き込みにて、『町長の嘘』と題して主張を展開していますが、いずれも客観的な証拠に基づくものではなく、議会で矛盾点を指摘されても「裁判中」を理由に説明責任を果たさないうまま、「事の真偽が分からないのに不当だ」などと強弁を続けています。

また議会の調査により、現住所として届け出のある住居について、所有者との賃貸借契約が結ばれておらず、家賃の支払いもないことが判明しました。本人は8月の議会全員協議会で「住んでいます」と主張しましたが、9月の定例議会には出席せず、居住実態という議員の被選挙権に関わる重大な疑いに対しても、逃げを打ち続けています。

真剣であるべき町議会の議論が、このような卑しい言い掛けや嘘によって汚されることが続いてはいけません。町民の皆さんが日々苦勞しながら納めてくださっている貴重な税金から、新井議員のような、自らの発言に責任を持つことさえできない人物に年間350万円もの議員報酬が支払われ続けることは、草津町にとって『無駄遣い』以外の何物でもないと考えます。それを止めるただ一つの方法が、今回の解職請求(リコール)なのです。邪念に惑わされない草津町政を、町民みんなの手で取り戻そうではありませんか。

【地方自治法施行令】

第百四条 普通地方公共団体の選挙管理委員会は、第百条において準用する第九十六条の規定による議会の解散請求書を受理したときは、二十日以内に議会から弁明の要旨(千字以内)その他必要な事項を記載した弁明書を徴さなければならない。

② 前項の解散請求書に記載した請求の要旨及び同項の弁明書に記載した弁明の要旨は、第百条の二第二項又は地方自治法第八十五条第一項において準用する公職選挙法第百十九条第三項の告示の際併せてこれを告示するとともに、投票所の入口その他公衆の見やすい場所を選び、原文のままこれを掲示しなければならない。ただし、前項の弁明書の提出がないときは、弁明の要旨については、この限りでない。

【お問い合わせ先】草津町役場 草津町選挙管理委員会事務局 電話：0279-88-0001